

新盆の簡素化を！ 新生活運動の推進

市民の力で 住みよいまちづくり

個人的な過去の付き合いから、一気に新生活運動に移行することが難しい場合もありますが、徐々にこの運動が市民の皆さんの生活の中に浸透していくよう、進めていきます。
新型コロナウイルス感染防止の観点からも弔問は極力控え、3密を防ぎましょう！

- 1 新盆回りを控える
(親戚・近所・隣組・縁故者まで)
- 2 香典は1,000円程度
- 3 お返しや酒食の接待はしない
- 4 提灯、供物は親戚にとどめる

●問い合わせ
教育部 生涯学習課 ☎81-1215



旧大越公民館備品

市の不要物品をお売りします！

市では、今後利用予定のない不要物品を売却します。

- 事前内覧会
【日時】6月10日(木)
午前9時～11時30分、午後2時～4時
※内覧会日以外に物品の確認はできません。
【会場】旧大越公民館
(田村市大越町上大越字元池87番地5)
- 販売日
【日時】6月13日(日) 午前9時～12時
※時間になり次第、公売を始めますので時間に遅れないよう集合して下さい。
【会場】旧大越公民館
- 販売品目
長机(足長)、事務机、事務椅子、パイプ椅子、ロッカー、食器、調理器具 など

- 販売価格 100円から
- 注意事項
 - ・すべての公売品は、現状有姿での引き渡しです。引渡し後の不調や故障について、市は一切補償できません。
 - ・物品の引き渡しは、代金の納入後となります。
 - ・数量には限りがありますので、ご了承願います。
 - ・運搬は原則、販売当日中に各自で行ってください。
 - ・1つの物品に複数の希望者があった場合は、購入希望者間で調整をお願いします。
 - ・いかなる理由があっても、返品・交換はできません。

☎総務部 財政課 ☎81-2118



原発事故から10年…、福島第一原子力発電所を視察しませんか？

1Fのイマを自分の目で確かめるチャンス

参加費
無料

- 開催日 7月16日(金) 午前8時～午後4時(予定)
- 募集人数 17人
※政府の緊急事態宣言延長で、5月の視察が中止になりました。こちらに申し込みをしていた方は優先的に参加できます。
※定員になり次第、締め切りますのでお早めにお申し込みください。
- 申込期限 6月18日(金)
- 参加条件
 - 18歳以上の方(学生を除く)
 - 田村市に住所を有する方
 - 市内に勤務する方
 - 現地集合できる方
 集合場所：船引公民館駐車場、常葉行政局駐車場、都路行政局駐車場
- 参加費 無料

- 申込方法
申込書に必要事項を記入のうえ、本人確認証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど)の写しを添付し経営戦略室または各行政局の窓口へ直接提出するか郵送してください。
※申込書は、経営戦略室または各行政局で配布します。郵送で用紙を請求する場合は、経営戦略室へご連絡ください。
- ※申し込みの際に提出いただく本人確認証明書(写)の原本を視察当日お持ちいただく必要があります。
- その他
 - ①新型コロナウイルス感染症対策で施設内の食堂が利用できないため、各自昼食をお持ちください。
 - ②新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、中止となる場合があります。

☎総務部 経営戦略室 ☎81-2117
〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2



ひとり親世帯の方へ 子育て世帯生活支援特別給付金

児童1人当たり、一律5万円を支給

対象
ひとり親世帯

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

- ▶支給対象者 ひとり親世帯で次のいずれかに該当する方
 - ①3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方(全部支給停止者を除く)
 - ②公的年金給付などを受けていることで児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。
※児童扶養手当の認定を受けていない方も含む。
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方 など
- ▶対象児童
 - ・18歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある児童
 - ・20歳未満の心身に一定の障がいがある児童
- ▶給付額
上記①～③の支給対象者に対して、対象児童1人当たり一律5万円を支給します。

- ▶申請方法
支給対象者の①に該当する方は、申請は必要ありません。支給対象者の②、③に該当する方は、申請時点で居住する市町村へ申請が必要です。
申請受付は、6月1日から開始します。
- ▶通知の送付時期
支給対象者の①に該当する方へ、4月下旬に通知を送付しました。
- ▶支給方法
支給対象者の①に該当する方は、児童扶養手当を受給している口座へ振り込みます。
それ以外の支給は、申請書に記載の口座に振り込みます。
- ▶支給時期
支給対象者の①に該当する方の給付金は、5月下旬に支給します。
それ以外の支給は、申請書受理後、準備ができ次第順次支給します。
※詳しくは、個別に通知されたお知らせまたは市ホームページなどでご確認ください。

☎保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000